

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月七日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「知事公室長 政策統括官」を「知事公室長」に改める。

附 則

この規則は、令和五年七月十日から施行する。